

平成27年度



福井県内の住まいづくり支援制度一覧

平成27年4月現在

○福井県

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
県産材を活用したふくい の住まい支援事業(新築)	補助	県産材を活用した一戸建て木造住宅(在来工法)の取得に対して補助 【補助金額】 敷地面積200㎡未満:30万円 敷地面積200㎡以上:40万円 補助対象の住宅に越前瓦を使用する場合、1㎡あたり1,000円を上乗せする(上限10万)	県産材活用課 0776-20-0449
県産材を活用したふくい の住まい支援事業(リフォーム)	補助	県産材を活用した増築・リフォーム等に対して、県産材部材の使用量に応じて補助 【補助金額】 1件当たり 5万円～15万円 補助対象の住宅に越前瓦を使用する場合、1㎡あたり1,000円を上乗せする(上限10万)	
福井県勤労者住宅 資金利子補給制度	利子補給	北陸労働金庫から住宅資金の融資を受けて住宅を新築・購入・増改築される勤労者(年間所得350万円以下)の方について、融資額の一部に対して利子補給 【利子補給】 利子補給率: 貸付利率の1/2(2%上限)(5年間) 上限額:(新築・購入)400万円(増改築)200万円	労働政策課 0776-20-0389
福井県勤労者住宅 資金利子補給制度 【定住促進枠】	利子補給	福井県内の誘致企業等に勤務し、県外から転入してきた方(年間所得450万円以下)が北陸労働金庫から住宅資金の融資を受けて住宅を新築・購入・増改築した場合に、融資額の一部に対して利子補給 【利子補給】 利子補給率: 貸付利率の1/2(2%上限)(10年間) 上限額:(新築・購入)400万円(増改築)200万円	

○福井市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
福井市まちなか住まい 支援事業	補助	まちなかでの居住人口の増加や優良な住宅の供給を推進するために、対象地区における二世帯型戸建て住宅建設などに対して支援	
二世帯型戸建て住宅 建設等補助	補助	良質な二世帯型戸建て住宅を新築する方、または新築の良質な二世帯型戸建て住宅建売を購入した方に補助(新築二世帯型戸建て住宅に併設店舗を建設した場合に補助) 【補助金額】 1戸当たり50～100万円 併設店舗1㎡当り1万円(上限あり) 他要件あり	住宅政策課 0776-20-5570
共同建て住宅 建設補助		隣接地の狭小敷地等の所有者等と共同して良質な住宅を建設する方に補助(新築共同建て住宅に併設店舗を建設した場合に補助) 【補助金額】 1戸当たり50万円 併設店舗1㎡当り1万円(上限あり) 他要件あり	
戸建て住宅等 リフォーム補助 (空き家リフォーム含む)		戸建て住宅(まちなか地区内の空き家を含む)を良質な住宅にリフォームする方に補助 【補助金額】 1戸当り50万円限度(対象改修工事費の1/3) 他要件あり	

○福井市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
共同住宅 リフォーム補助	補助	既存共同住宅を良質な住宅にリフォームする方に補助 【補助金額】 1戸当り50万円限度(対象改修工事費の1/3) 他要件あり	住宅政策課 0776-20-5570
職住近接住宅 リフォーム補助		雑居ビル内の既存の住戸をリフォームする方、又は既存のオフィスビル等を共同住宅に転用するためにリフォームする方に補助 【補助金額】 1戸当り50万円限度(対象改修工事費の1/3) 他要件あり	
小規模集合住宅 建設補助		4戸以下の小規模で良質な賃貸集合住宅を建設する方に補助 【補助金額】 1戸当り50万円 (住戸面積が40~55㎡の場合は40万円) 併設店舗1㎡当り1万円(上限あり) 他要件あり	
若年夫婦世帯等 家賃補助		福井市外からまちなか地区の民間賃貸住宅に入居する若年の夫婦世帯及び子育て世帯に対して家賃等の一部を補助 【補助金額】 1月につき最大1万5千円 (家賃等の1/3を限度) 【補助期間】 最長平成30年3月まで 他要件あり	
福井市空き家 リフォーム支援事業	補助	福井市内の空き家のリフォームを行う方に補助 【補助金額】 対象改修工事費の20%(上限30万円) 他要件あり	
福井市木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	
福井市木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①)	建築指導課 0776-20-5574
福井市勤労者住宅資金 利子補給制度	利子補給	北陸労働金庫から住宅資金の融資を受けて住宅を新築・購入・増改築される勤労者の方に、融資額の一部に対して利子補給 【利子補給】 利子補給率: 貸付利率の1%〔5年間〕 利子補給対象融資額:(新築・購入)400~800万円 (増改築)200~600万円	労政課 0776-20-5321
浄化槽 設置補助事業	補助	合併処理浄化槽区域において、浄化槽の設置に要する費用の一部を補助 【補助金額】 住宅は補助対象費用の9割 その他は7割(ともに限度額あり)	下水道お客様 サービス室 0776-20-5634
浄化槽 維持管理補助事業	補助	浄化槽区域の個人住宅に、浄化槽の維持管理に要する費用の一部を補助 【補助金額】 浄化槽の維持管理費と下水道使用 料金相当額との差額分	
排水設備工事資金 貸付制度	融資	公共下水道に接続する場合、または合併処理浄化槽区域において浄化槽を設置する場合の排水設備工事等に対し、資金を融資 【融資金額】 上限100万円(無利子) ※お申込みは、工事着工前 ※融資実行の翌月から月2万円の均等返済	

○敦賀市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
敦賀市木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	住宅政策課 0770-22-8141
敦賀市木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	
敦賀市伝統的民家 普及促進事業	補助	自ら居住し、補助要件を満たす伝統的民家の外装・構造体の改修工事の費用の一部を補助	
敦賀市景観条例補助金	補助	景観条例に基づく市の認定を受けた協議会または協定の構成員で、当該認定を受けた構成員が所有する建築物、工作物等を目的達成のため外観整備を行う費用の一部を補助 【補助金額】 建築物の新築等: 工事費の1/2(上限額500万円) 工作物等: 工事費の1/2(上限額100万円) 看板の新築等: 工事費の1/2(上限額50万円)	都市政策課 0770-22-8137
未組織労働者 融資保証料の補給	補給	市に住所を有する労働組合に加入していない労働者(未組織労働者)が、福井県労働者信用基金協会の債務保証を受けて、北陸労働金庫から融資を受ける場合にその保証料の一部を補給 【対象】 住宅資金(上限額)500万円	商工政策課 0770-22-8122
水洗便所改造資金 融資あっせん制度	利子補給	供用開始日から期限内(くみ取りの場合3年、浄化槽切替の場合6月)に下水道へ接続される方に、改造資金の融資を市内金融機関にあっせん 【利子補給】 利率2.2%(上限額150万円/戸) 100万円まで無利子償還期限60月以内	下水道課 0770-22-8147
老年者世帯等 水洗便所改造費補助金	補助	老年者世帯、母子及び寡婦世帯、身体障害者世帯で、同居する家族全員の市民税が均等割以下の場合、期限内に水洗便所に改造し、下水道に接続された方に対して補助 【補助金額】 8万円/戸 (浄化槽からの切替えの場合は対象外)	
水洗便所改造普及奨励 金	補助	供用開始日から期限内に水洗便所に改造し下水道に接続された方に対して補助 【補助金額】1万5千円/戸 ※融資あっせん制度等を利用されていない方	
雨水浸透柵設置補助金	補助	敷地内に雨水浸透柵を設置された方に対して補助 【補助金額】 工事費の1/2(上限額5万円)	
浄化槽等雨水 貯留施設補助金	補助	下水道への接続時に不用となる浄化槽を改造し雨水貯留施設に転用された方、または新たに雨水貯留施設を新設された方に対して設置に要した費用の一部を補助(雨水貯留施設新設の場合、貯留容量が200リットル以上) 【補助金額】 工事費用の1/2(上限額7万5千円)	

(次頁へ続く)

○敦賀市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
合併処理浄化槽等 設置整備事業費補助金	補助	公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業の採択および漁業集落環境整備事業の承認を受けた集落圏以外の地域において専用住宅に処理対象人員が10人以下の合併処理浄化槽等を設置する方に補助 【補助金額】 5人槽 35万2千円、7人槽 44万1千円 10人槽 58万8千円	上下水道 サービス課 0770-22-8143

○小浜市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
小浜市木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	都市整備課 0770-53-1111 (内線257)
小浜市木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	
小浜市住宅取得資金 支援事業	利子補給	市内金融機関から住宅資金の融資を受けて住宅を新築・購入される方で、借入金残高の一部に利子補給 【条 件】 市内の工務店・大工にて建築されたもの 【利子補給】 借入金残高200万円を限度に年利1%を5年間利子補給(上限10万円)	
小浜市吹付けアスベスト 調査事業	補助	建築物に施工されている吹付け建材のアスベスト含有の調査に要する費用に対する補助 【補助金額】1棟につき上限25万円	
未組織勤労者融資 保証料補給金	補給	福井県労働者信用基金協会の債務保証を受けて、労働金庫から住宅資金融資を受けられる場合に、保証料の1/2を補助 【補給対象額】 上限額500万円	
小浜市歴史的景観 形成助成金	補助	歴史的景観形成地区内における景観形成基準に適合する外観工事費用、歴史的景観形成地区内および小浜西組伝統的建造物群保存地区内における木造住宅に親子式住宅用火災警報器の設置にかかる配線工事費や、二方向避難経路を確保する費用の一部に補助 【補助金額】 対象工事費の1/4(上限額100万円)	文化課 0770-53-1111 (内線442)
合併処理浄化槽 設置整備事業補助金	補助	公共下水道事業認可区域以外の区域、農業・漁業集落環境整備事業にかかる整備計画区域以外の区域において、合併処理浄化槽の設置に要する費用の一部を補助	上下水道課 0770-53-1111 (内線235)
水洗便所改造資金 貸付制度	融資	公共下水道事業処理区域において、くみ取り便所を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する工事に対し、資金を融資	

○大野市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
大野市木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 2,056円	建築営繕課 0779-64-4815 (内線1705)
大野市木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助(施工業者は市内業者に限る)	
耐震改修工事 (住宅全体)	補助	改修後の上部構造評点が1.0以上(もしくは0.7以上)となるもの 【補助金額】 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①)	
耐震改修部分補強 工事(特定居室)		改修後の特定居室周辺の範囲における上部構造評点が1.5以上となるもの 【補助金額】 最大30万円(工事費の23%以内)	
耐震改修部分補強 工事(1階部分のみ)		改修後の1階の上部構造評点が0.7以上となるもの 【補助金額】 工事に要する費用の1/2(上限額50万円)	
大野市伝統的な古民家の 耐震改修促進事業	補助	伝統的な古民家について、改修後の上部構造評点が1.0以上(もしくは0.7以上)となるもの 【補助金額】 最大180万円 ①通常補助額 最大150万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①)	建築営繕課 0779-66-4815 (内線1705)
大野市吹付けアスベスト 調査事業	補助	分析機関に対して支払うアスベスト調査に要する費用に対する補助(上限額1棟あたり25万円)	建築営繕課 0779-66-4815 (内線1705)
大野市ブロック塀等 除去事業	補助	道路に面する倒壊の危険性が高いブロック塀等の除去に要する費用の一部を補助(上限額5万円)(施工業者は市内業者に限る)	
浄化槽設置整備事業	補助	公共下水道認可区域外、または、農業集落排水事業区域外の区域について、合併処理浄化槽を設置する場合に設置した浄化槽の人槽に応じて設置費用の一部を補助	上下水道課 0779-66-1111 (内線6555)
大野市水洗便所等 改造資金利子補給事業	利子補給	供用開始日から3年以内に下水道へ接続された方、または、合併処理浄化槽を設置された方で、取扱金融機関で改造資金を借入れた場合は利子を補助(借入金の上限額200万円)	外 0779-65-7670
越前おおの定住促進事業	補助	転入者または満40歳以下の方の新築・中古住宅購入、購入中古住宅リフォーム補助 ※県外からの転入者がふくい空き家情報バンクに登録した一戸建て住宅を賃借した場合のリフォーム費用も対象 新婚世帯の親同居のためのリフォーム補助 3世代以上が同居するための新築住宅購入及びリフォーム補助	建築営繕課 0779-64-4815 (内線1704)
結の故郷越前おおの 定住住宅取得支援事業(新築住宅取得)	補助	住宅取得価格の一部を補助 【補助金額】 (城下町地区で市内業者施工) 新築・建売:取得費の1/20(上限額100万円) (城下町地区で市外業者施工) 新築・建売:取得費の1/20(上限額50万円) (城下町地区以外で市内業者施工) 新築・建売:取得費の1/20(上限額50万円) (城下町地区以外で市外業者施工) 新築・建売:取得費の1/20(上限額25万円)	

○大野市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
結の故郷越前おおの 定住住宅取得支援事 業(中古住宅取得)	補助	住宅取得価格の一部を補助 【補助金額】 (城下町地区)中古住宅取得費の1/10(上限額50万円) (城下町地区以外)中古住宅取得費の1/10(上限額25万円)	建築営繕課 0779-64-4815 (内線1704)
結の故郷越前おおの 定住住宅取得支援事 業(購入中古住宅リ フォーム)		リフォーム工事費用の一部を補助(施工は市内業者に限る) 【補助金額】 (城下町地区)リフォーム工事費の1/10(上限額50万円) (城下町地区以外)リフォーム工事費の1/10(上限額25万円) ※県外からの転入者がふくい空き家情報バンクに登録した一戸建て 住宅を賃借した場合のリフォーム費用も対象	
結の故郷越前おおの 新婚世帯同居住宅 リフォーム支援事業		リフォーム工事費用の一部を補助(施工は市内業者に限る) 【補助金額】リフォーム工事費の1/3(上限額50万円)	
結の故郷越前おおの 多世代世帯同居住宅 取得・リフォーム支援事 業		新築住宅取得価格及びリフォーム工事費用の一部を補助(施工は 市内業者に限る。) 【補助金額】新築住宅取得費及びリフォーム工事費の1/20 (上限額50万円) ※多世代世帯が継続して入居している場合、3年後に同額の補助 申請ができます。	
越前おおの伝統的民家 普及促進事業	補助	城下町地区以外に立地する町家型・農家型住宅の新築・改修を行 う場合に外観工事費の一部を補助 【補助金額】新築:外観工事費の1/2(上限額100万円) 改修:外観工事費の1/2(上限額200万円)	建設整備課 0779-64-4812 (内線1502)
結の故郷越前おおの まちなか町家暮らし 支援事業	補助	城下町地区で景観形成地区以外に立地する町家型住宅の新築・改 修を行う場合に、外観工事費の一部を補助 【補助金額】 戸建住宅 新築:外観工事費の1/2(上限額100万円) 改修:外観工事費の1/2(上限額200万円) 共同住宅 新築:外観工事費の1/2(限度額400万円、 一戸当たり限度額50万円)	
大野市都市景観形成 建築物等整備事業	補助	大野市景観条例に基づく景観形成地区内に立地する建築物等の外 観工事費の一部を補助 【補助金額】外観工事費の約2/3(上限金額400万円)	

○勝山市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
勝山市木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対す る補助 【個人負担】6,170円	建設課 0779-88-8107
勝山市木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住 宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】全体改修 上限110万円 部分改修 上限30万円	

(次頁へ続く)

○勝山市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
勝山市歴史的まちなみ 景観創出事業	補助	・中心市街地 建築物等の新築・改修を行う場合に、補助対象の修景基準を満たしたのについて外観工事費の一部を助成 ・平泉寺区 建築物等の新築・改修を行う場合に、補助対象の修景基準を満たしたのについて外観工事費の一部を助成 ・上記の地域を除く市内全域 福井の伝統的民家の新築・改修を行う場合に、補助対象の修景基準を満たしたのについて外観工事費の一部を助成	都市政策課 0779-88-8108
勝山市定住化促進事業	補助	定住に要する住宅の取得に対する補助 【補助金額】 上限100万円	
勝山市住宅リフォーム 促進事業	補助	市内に自ら居住する住宅のリフォーム工事に必要な経費の一部を補助 【補助金額】 補助対象工事費の1/5(上限額20万円)	建設課 0779-88-8107
勝山市屋根融雪設備 設置促進事業	補助	自己の居住する一戸建または長屋建住宅に設置する屋根融雪設備に対し、設置費用の一部を補助 【補助金額】 設置費用の1/6(上限額30万円)	

○鯖江市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
鯖江市吹付けアスベスト 調査事業	補助	アスベスト調査に要する費用の一部を補助(上限額25万円。ただし消費税および地方消費税を差し引いた経費)	
鯖江市伝統的民家 普及促進事業	補助	自ら居住し、一定の要件に該当する福井の伝統的民家(推進地区内に限る)の新築または外観の改修工事等の費用の一部を補助 【補助金額】 〔新築〕外観仕上げ工事に要する費用の2/3 (上限額160万円) 〔改修〕外観または構造体の改修工事に要する費用の1/2 (上限額300万円)	建築営繕課 0778-53-2240
鯖江市浸水対策工事 助成金	補助	公共下水道区域で浸水のおそれがある地域に住宅を有するもの、または過去に市内で浸水被害を受けたことがある住宅を有するものを対象に、防水板設置工事、住宅嵩上げ工事に係る費用の一部を補助。 【補助金額】 防水板設置工事に要する費用の3/4(上限額30万円) 住宅嵩上げ工事に要する費用の3/4(上限額300万円)	土木課 0778-53-2246
鯖江市雨水貯留施設 等助成事業	補助	雨水貯留施設等を設置する方を対象とし、その設置費用の一部を補助 【補助金額】 設置費用の2/3(上限額6万円)	
鯖江市合併処理浄化槽 設置費補助	補助	公共下水道事業および農業集落排水事業の認可区域外に設置する合併処理浄化槽を対象としてその設置費用に対し一部を補助 【補助金額】 住宅は補助対象費用の8割 その他は4割+352,000円(ともに限度額あり)	下水道課 0778-53-2244

(次頁へ続く)

○鯖江市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
重度身体障害者住宅改造助成	補助	重度の身体障がい者のために、その障がい者の住宅を改造する場合、その改造費の一部を助成 【対象者】65歳未満で障害等級が1・2級の視覚障がい者および肢体不自由者 【補助金額】助成対象経費の8割(上限額60万円)	社会福祉課 0778-53-2217
要介護高齢者住宅改造助成事業	補助	在宅の高齢者を対象に、一定の要件に該当する住宅改造の費用の一部を助成。 【対象者】 ①要介護3～5に認定された方 ②または要介護1もしくは2と認定された方で、かつ下記のいずれかの要件を満たす方 【要 件】 ア、車いすを利用する方 イ、障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ、障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはⅤに該当する方 【補助金額】助成対象経費の9割(上限80万円) H27年8月から一定以上の所有を有する65歳以上の方は8割	長寿福祉課 0778-53-2219
鯖江市住宅用太陽光システム設置費補助事業	補助	住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部を補助。	環境課 0778-53-2228

○あわら市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
あわら市木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	
あわら市木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	建設課 0776-73-8031
あわら市吹付けアスベスト調査事業	補助	アスベスト調査に要する費用の一部を補助(上限額25万円。ただし消費税および地方消費税を差し引いた経費)	
住宅改造助成制度	補助	在宅の重度身体障害者が日常生活に著しい障害があり、住宅を大規模に改造する必要があるとき、費用の一部を助成 【助成限度額】80万円(改造費の10分の8を助成) (下肢機能障害の方は、60万円限度)	福祉課 0776-73-8020
水洗便所改造奨励金	補助	供用開始から半年以内(くみ取り便所の改造については3年以内)に公共下水道に接続し、完成検査を受けた場合、水洗便所改造奨励金を交付(新築は対象外)	上下水道課 0776-73-8037
水洗便所等改造資金の融資制度	補助	処理区域内のくみ取便所を水洗便所に改造する工事や既設のし尿浄化槽を撤去し公共下水道に接続する工事および一般雑排水を排除するための排水設備工事に対し、資金を融資	
勤労者住宅資金利子補給制度	利子補給	勤労者があわら市内で自己の住宅を新築または購入するときの借入金の利子の一部を補給	観光商工課 0776-73-8030

○越前市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
伝統的民家普及促進事業	補助	伝統的民家群保存活用推進地区(四町、五箇地区)等において、自ら居住し、一定の要件に該当する福井の伝統的民家の新築または外観の改修工事等の費用の一部を補助	都市計画課 0778-22-3012
街並み景観整備助成事業	補助	地域街づくり協定等の区域(四町、五箇地区)において、修景施設の整備に要する費用の一部を補助	
まちなか住宅団地整備費補助制度	補助	中心市街地区域において、住宅団地の整備に要する費用の一部を補助	
住宅用地等購入資金 利子補給制度	利子補給	市が指定する住宅用地(中心市街地区域内、用途地域内の公有地等)を購入後、住宅を新築して定住する人を対象に、購入資金利子補給金を支給 【利子補給】5年以内(年額10万円限度)	
まちなか住宅取得 支援事業	補助	中心市街地区域において、住宅を新築または購入して定住する人を対象に、取得費用の一部を補助 【補助金額】最大100万円	
まちなか住宅取得 資金利子補給金事業	利子補給	中心市街地区域において、住宅を借入金にて建築または購入して定住する人を対象に、購入資金利子補給金を支給 【利子補給】5年以内(年額10万円限度)	
まちなか空き家等 リフォーム支援事業	補助	中心市街地区域において、空き家(戸建てまたは共同住宅)の水廻りの改修などを行う場合、費用の一部を補助	
まちなか空き家 解体支援事業	補助	中心市街地区域において、空き家(戸建てまたは共同住宅)を解体し、住宅の建替えまたは土地の売却を予定している人を対象に、解体費用の一部を補助 【補助金額】最大100万円	
新婚夫婦定住化支援事業	補助	婚姻してから1年以内の新婚夫婦が越前市内の民間賃貸住宅に居住する場合、最長3年間家賃の一部を補助 【補助額】 ①中心市街地区域に居住する場合、月額2万円 ②夫婦どちらかが市外から転入してきた場合、月額1万円 ※家賃の1/2が上限 ※①②のどちらにも該当しない場合は対象外	建築住宅課 0778-22-3074
木造住宅耐震 診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】6,170円	
木造住宅耐震 改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助	
吹付けアスベスト調査事業	補助	建築物に施工されている吹付け建材のアスベスト含有の調査に要する費用に対する補助 【補助金額】1棟につき上限25万円	
民間優良共同住宅 整備促進事業	補助	中心市街地区域において、民間優良共同住宅の整備に要する費用の一部を補助	

(次頁へ続く)

○越前市(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
合併浄化槽設置補助制度	補助	公共下水道事業や農業・林業集落排水事業の認可区域外に浄化槽を設置する場合に補助	下水道課 0778-22-7922
住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業	補助	住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部を補助。また、省エネルギー設備(高効率給湯器、LED照明器具等)を同時に設置する場合は補助額を増額	環境政策課 0778-22-5342

○坂井市

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
坂井市木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	都市計画課 0776-50-3052
坂井市木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	
坂井市吹付けアスベスト調査事業	補助	建築物に施工されている吹付け建材のアスベスト含有の調査に要する費用に対する補助 【補助金額】 1棟につき上限25万円	
坂井市多世帯同居のりフォーム支援事業	補助	多世帯同居の推進を図ることを目的として、住宅の所有者に対し既存住宅の多世帯同居につながる改修工事等に要する費用の一部を補助	
坂井市定住促進空き家りフォーム支援事業	補助	坂井市への定住を促進するとともに空き家住宅の有効活用を図ることを目的として、空き家の改修工事等に要する費用の一部を補助	
坂井市水洗便所改造等資金融資あっせん及び利子補給	利子補給	くみ取り便所を水洗便所に改造するなど、家庭排水を公共下水道へ流入させるための接続工事を行う際、その資金の融資のあっせんおよび返済にかかる利子相当額を補給	上下水道 お客さまセンター 0776-51-9100
坂井市街なみ環境整備事業	補助	湊町地区特定景観計画区域の中で、まちづくり協定を締結した区域において、修理・修景の基準に適合する建造物の建設に対する外観工事費の一部を補助	都市計画課 0776-50-3050
坂井市丸岡城周辺景観まちづくり事業	補助	城周辺地区特定景観計画区域において、景観形成基準に適合する行為に対する事業費の一部を補助	
坂井市伝統民家普及促進事業	補助	自ら居住し補助要件を満たす伝統的民家の外装、構造体の改修工事の費用の一部を補助	

○永平寺町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
永平寺町木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	建設課 0776-61-3948
永平寺町木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	
福井の伝統的民家 普及促進事業	補助	自ら居住する福井の伝統的民家の外装または構造体の改修に対する補助	
永平寺町吹付けアスベスト 調査事業	補助	建築物に施工されている吹付け建材のアスベスト含有の調査に要する費用に対する補助 【補助金額】 1棟につき上限25万円	
U・ターン者空き家住まい 支援事業	補助	永平寺町への定住を促進するため、空き家住宅の有効活用を図りながら、U・ターン者の住まいの支援を目的として、空き家の購入及び改修工事に要する費用の一部を補助	
永平寺町空き家等解体及 び撤去事業	補助	適正に管理されていない空き家等を早急に解体除却してもらうために、指導に従い除却を講ずる場合、空き家等を解体及び撤去費用の一部を補助 【補助金額】 最大50万円	総務課 0776-61-3941
永平寺町住まいる定住応 援事業		若者の住宅取得に必要な経費・子育て経費の一部を助成 【定住促進地域】永平寺地区志比北小学校区、上志比地区 【定住促進地域以外】松岡地区、永平寺地区志比小学校・志比南小学校区	総合政策課 0776-61-3942
住宅取得費	助成	住宅購入世帯に対し助成 【助成金額】 ○新築住宅 定住促進地域:50万円 定住促進地域以外:20万円 ○中古住宅 定住促進地域:10万円 定住促進地域以外:5万円	
子育て費 (中学生以下)		申請時、住民票に記載されている中学生以下の子どもを対象 【助成金額】 定住促進地域:1人につき20万円助成 定住促進地域以外:1人につき10万円助成	

○池田町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
池田町木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	産業振興課 0778-44-8002

(次頁へ続く)

○池田町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
池田町木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①)	産業振興課 0778-44-8002
池田町吹付けアスベスト 調査事業	補助	分析機関に対して支払うアスベスト調査に要する費用に対する補助(1棟あたり上限25万円)	
住宅多世代化支援事業	補助	親、子、孫などの多世代の家族が同居するために周辺環境に配慮した住宅を新築、増築、改築に対する補助。 【補助額】最大500万円(建築に係る経費の30%上限) 【対象】45歳以下、多世代と10年以上定住される方	
住み家新築支援事業	補助	町内(行政区に限る)の周辺景観に配慮した新築住宅への補助 【補助金額】最大350万円(建築に係る経費の30%) 【対象】45歳以下で家族と10年以上同居される方	
住宅機能向上支援事業	補助	70歳以上の高齢者や障害をもつ方が居住している住宅で、住宅機能向上化のために、改築・改修をするための補助 【補助金額】最大100万円(改築・改修にかかる経費30%) 【対象】70歳以上の高齢者や障害者家族と10年以上定住される方	
古民家等再生補助事業	補助	新たに町内の空き家を購入または賃貸借する者に対し、周辺環境に配慮した住宅の改修に対する補助 【補助金額】最大200万円(改修経費の30%)	

○南越前町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
南越前町木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】6,170円	建設整備課 0778-47-8003
南越前町木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	
浄化槽設置整備事業 補助金	補助	特定環境保全公共下水道区域及び農業集落排水区域以外の区域で浄化槽を設置する費用の一部を補助	
南越前町若い世代の定住に 向けた住宅取得支援事業補 助金	補助	若い世代の定住を促進するため、住宅の新築・中古住宅を取得した者に住宅支援事業に要する経費の1/5を補助 【新築住宅を取得した場合】 南条地区 (限度額 500万円) 南条地区以外 (限度額 200万円) 【中古住宅を取得した場合】 中古取得価格 (限度額 200万円) リフォーム (限度額 100万円)	

(次頁へ続く)

○南越前町(続き)

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
南越前町福井の伝統的民家普及促進事業	補助	自ら居住し、補助要件を満たす伝統的民家の新築または外装・構造体の改修工事等の費用の一部を補助	教育委員会 0778-47-8005

○越前町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
越前町木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	定住促進課 0778-34-8727
越前町木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	
福井の伝統的民家普及促進事業	補助	自ら居住する福井の伝統的民家の外装または構造体の改修に対する補助	
越前町多世帯同居リフォーム支援事業	補助	多世帯同居の推進を図ることを目的として、住宅の所有者に対し既存住宅の多世帯同居につながる改修工事等に要する費用の一部を補助	
合併処理浄化槽設置事業	補助	公共下水道および農業集落排水事業等の認可区域外に設置する合併処理浄化槽を対象として、その設置費用に対し一部を補助	住民環境課 0778-34-8708

○美浜町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
美浜町木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	土木建築課 0770-32-6707
美浜町木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①)	
美浜町住宅改修費助成金制度	補助	個人が町内に所有する住宅で、住宅の修繕、改修、模様替え等がかつ町内業者の施工による工事の費用の一部を補助 【補助金額】 住宅の修繕、改修、模様替えにかかる費用の20% (最高20万円) 耐震改修を伴う場合は対象工事費の20%(最高40万円)	
水洗便所改造資金融資制度	利子補給	くみ取便所改造工事、し尿浄化槽撤去工事およびこれらの工事に伴う台所等の改造工事に対し、これらの資金の返済にかかる利子の一部を補給(利子補給の率は1.5パーセント)	上下水道課 0770-32-1341

○高浜町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
高浜町木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	建設整備課 0770-72-7702
高浜町木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①) (部分改修) 最大30万円(工事費の23%以内)	
高浜の伝統的民家普及促進事業	補助	高浜の伝統的民家の新築または外装・構造体の改修に要する費用に対して補助 【補助金額】 〔新築等〕 上限額160万円 (外観仕上げ工事に要する費用の1/2以内) 〔改修等〕 上限額300万円 (外観または構造体の改修工事に要する費用の1/2以内)	
住宅・店舗リフォーム支援事業	補助	居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、住宅及び店舗の修繕、改修、模様替に対して補助 【補助金額】 (住宅) 上限20万円(改修費用の20%) (店舗) 上限30万円(改修費用の20%)	
高浜町農業集落排水設備設置事業補助金制度	補助	排水設備の設置等に対して補助 【補助金額】(改造・修理) 上限額25万円(工事費の50%) (新築・改築) 上限額10万円(工事費の50%)	

○おおい町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
おおい町木造住宅耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	建設課 0770-77-1111
おおい町木造住宅耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①)	
おおいの住まい支援事業(新築)	補助	県産木材を活用し、使用する木材について一定の基準を満たす木造住宅(在来工法)を町商工会員の施工により取得する者に補助 【補助金額】 敷地面積200㎡未満:30万円 200㎡以上:50万円	
おおいの住まい支援事業(リフォーム)	補助	県の実施する県産木材を活用したリフォーム工事の助成対象者に対し、その工事を町商工会員の施工により行う者に補助 【補助金額】 1件あたり5万円以上15万円以内	
おおい町U・ターン者住まい支援事業	補助	町内に自らが居住するために住宅を新築・購入・改修するU・ターン者に、費用の一部を補助 【補助対象および金額】 ①町内事業者により住宅を新築する場合:100万円 ②町内事業者が建設した住宅を購入する場合:100万円 ③町内に立地する住宅を購入する場合:100万円(上限:購入金額) ④町内に立地する住宅を改修する場合(改修費用が50万円以上の工事が対象):改修費用の1/3(上限:50万円)	

○若狭町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
若狭町木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	一戸建て木造住宅の耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 【個人負担】 6,170円	建設課 0770-45-9104
若狭町木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大110万円 ①通常補助額 最大80万円(工事費の23%以内) ②特別加算額 最大30万円(工事費-①)	
若狭町吹付けアスベスト 調査事業	補助	建築物に施工されている吹付け建材のアスベスト含有の調査に要する費用に対する補助 【補助金額】 1棟につき上限25万円	
若狭町空き家 活用支援事業	補助	町内の空き家を購入または貸借する者が定住する際に必要な改修に要する経費に対する補助 【補助金額】 上限100万円(改修費の50%) ※改修費用が20万円以上の工事が対象	政策推進課 0770-45-9112

○重度身体障害者住宅改造費助成、要介護高齢者住宅改造費助成、介護保険住宅改修費補助 等
各市役所・町役場の福祉担当課にお問合せください。